

# 下水道法に基づく計画の変更手続等 の見直し【重点番号:30】

- ①流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和【管理番号:35】
- ②下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し【管理番号:106】

令和3年8月4日

国土交通省水管理・国土保全局

# ①流域別下水道整備総合計画の計画 変更要件の緩和【管理番号:35】

## 提案の内容

提案団体：石川県ほか

○2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議を不要とすること。

※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。

○計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)。

○地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化。

## 【制度改正による効果】

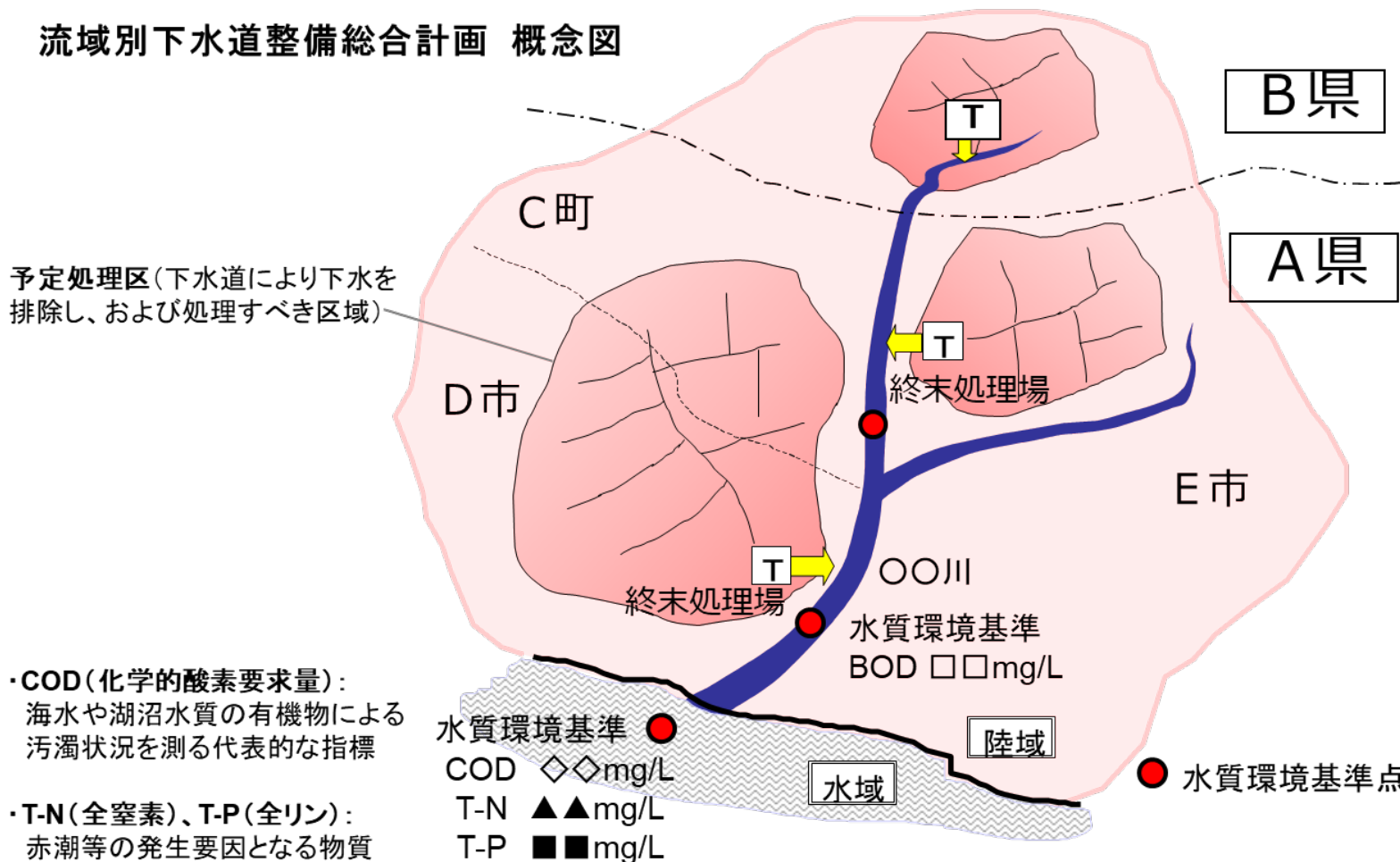
策定に係る業務負担の軽減、人員・予算の削減を図ることができる。

# 流域別下水道整備総合計画について

○河川等の公共用水域の水質汚濁は、一般に流域内の複数の自治体から放流する汚水に起因する場合も多く、**流域全体で取り組む必要があるため**、政令で定める要件に該当する場合、都道府県は「流域別下水道整備総合計画」(下水道整備に関する総合的な基本計画)を定めなければならない。

○水質環境基準が定められた河川等の水質の汚濁が2以上の市町村の区域における汚水によるものであり、かつ主として下水道の整備によって当該水質環境基準に達せしめる必要がある場合。

流域別下水道整備総合計画 概念図



# 国土交通大臣への協議の内容

## 下水道法第2条の2第7項

○都府県は、第一項の規定により二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議しなければならない。

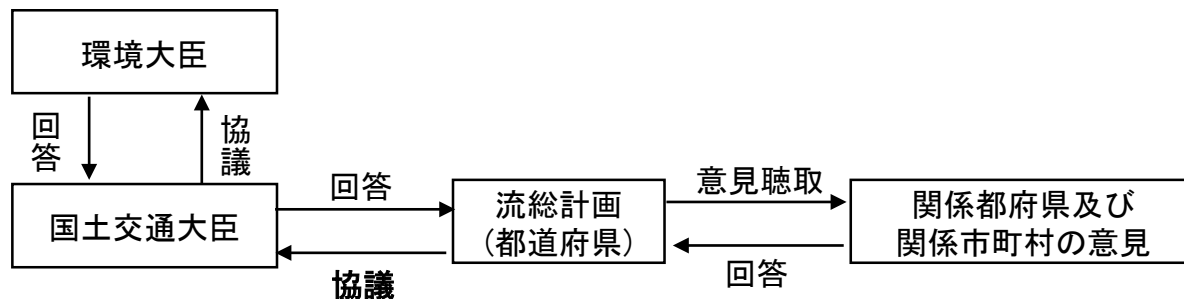


図 流総計画の協議手続き

○流総計画の協議の申出にあたっての下水道法施行規則第2条の規定による書類（流域計画を記載した書類、予定処理区の図面及び以下の事項を記載した書類）

- ① 当該地域における地形，降水量，河川の流量その他の自然的条件
- ② 当該地域における土地利用の見通し
- ③ 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
- ④ 当該地域における汚水の量および水質の見通し並びにその推定の根拠
- ⑤ 計画下水量及びその算出の根拠
- ⑥ 放流水及び処理施設において処理すべき下水の予定水質並びにその推定の根拠
- ⑦ 下水の放流先の状況
- ⑧ 下水道の整備に関する費用効果分析
- ⑨ 関係都府県及び関係市町村の意見の概要

- それぞれの都府県が削減すべき汚濁負荷量の配分等の広域的調整
- 汚濁負荷量の配分等、水質環境基準の達成に沿う内容であるか確認



# 流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議の必要性

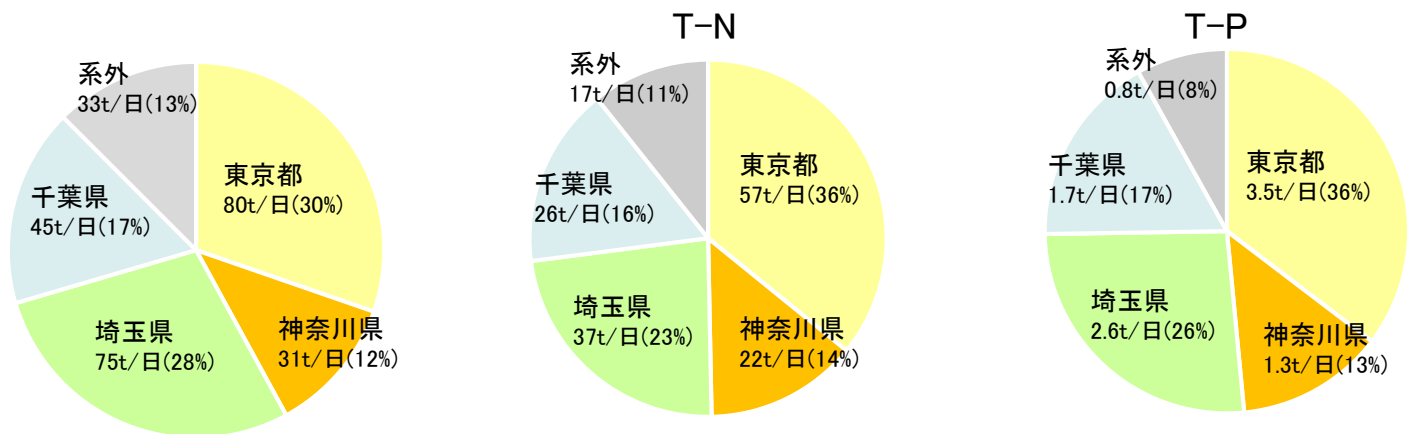
○2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、**当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等**が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、**国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要。**

## 目標汚濁負荷量の都府県配分の事例

○東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針(平成19年)

都県別の東京湾流入許容負荷量(単位:t/日)

	東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県	系外	合計
COD	80	31	75	45	33	264
T-N	57	22	37	26	17	159
T-P	3.5	1.3	2.6	1.7	0.8	9.9

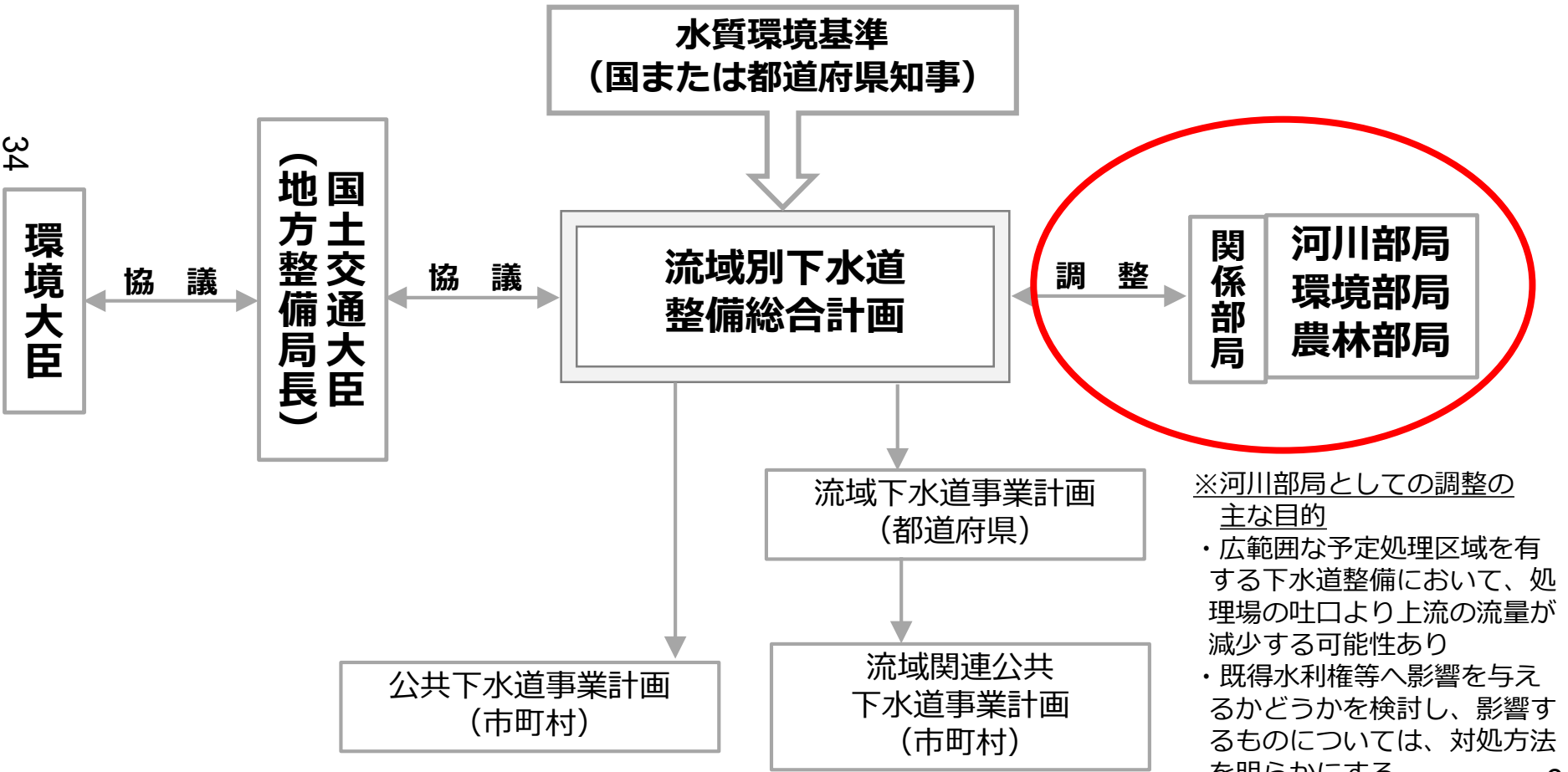


COD(化学的酸素要求量): 海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標  
 T-N(全窒素)、T-P(全リン): 赤潮等の発生要因となる物質

33

# 流域別下水道整備総合計画に係る調整について

- 河川部局との調整については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらない。
- 手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。



※河川部局としての調整の主な目的

- ・ 広範囲な予定処理区域を有する下水道整備において、処理場の吐口より上流の流量が減少する可能性あり
- ・ 既得水利権等へ影響を与えるかどうかを検討し、影響するものについては、対処方法を明らかにする

34

# 提案に対する国土交通省の一次回答

○都府県が2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画を策定・変更する場合には、当該計画に記載されている削減すべき汚濁負荷量の配分等が、環境基本法に基づく水質環境基準の達成に沿う内容であるか等について、国が都府県の区域を越える広域的な観点から確認を行うことが必要であるため、下水道法第2条の2第7項において、国との協議を行うこととされている。

○そのため、下水道法第2条の2第7項の協議では、当該観点から、都府県間の汚濁負荷量の配分等について確認していることから、都府県間の合意があるか否かに関わらず、当該協議の実施が必要である。

○なお、ご指摘の具体的な支障事例として掲げられている河川関係検討については、下水道法第2条の2第7項の規定にもとづく国土交通大臣への協議には当たらないが、手続きの迅速化等については、実態を踏まえ、関係部局と調整の上、検討して参りたい。



## ② 下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し【管理番号：106】

## 提案の内容

提案団体：熊本市ほか

○公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるときは、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更該当するものとして、国土交通大臣への協議を不要とするように事務の簡素化を求める。

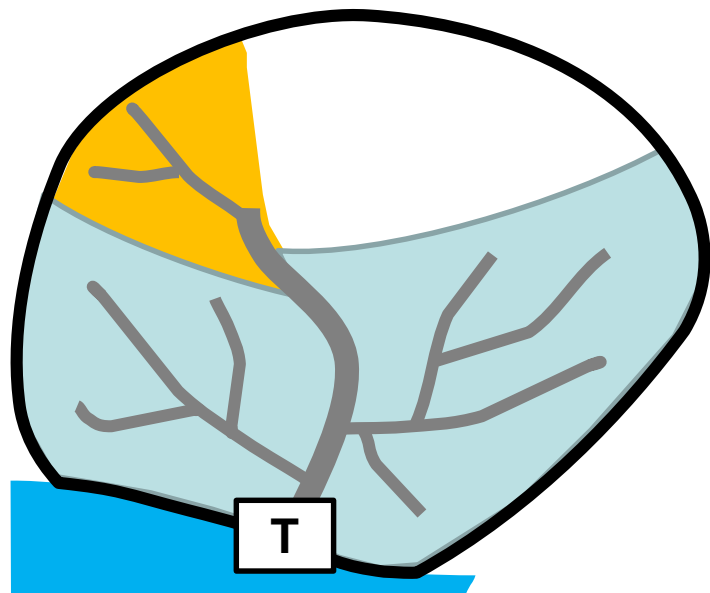
○仮に、現在でも国土交通大臣への協議が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。

### 【制度改正による効果】






○下水道事業計画の変更手続を簡素化することで、下水道管理者の事務負担を軽減するとともに、下水道工事への早期着手が可能になり、住民サービスの向上につながる。

# 予定処理区域の概要

- 事業計画に定めるべき事項(下水道法第5条)の一つであり、今後5～7年で下水道を整備する予定の処理区域。
- 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していることが事業計画の要件。(下水道法第6条)
- 公共下水道の供用を開始しようとするときには、あらかじめ処理区域として供用開始日等とともに公示する。(下水道法第9条)



予定処理区域のイメージ

全体計画区域	
処理区域 (既整備区域)	
予定処理区域	
主要な管渠	
終末処理場	

# 処理区域内の私人に対する義務等

公共下水道の供用が開始されると、処理区域内の一般私人に対して以下の義務等が生じる。

## 私人に対する義務等

- 排水設備の設置、維持管理等(下水道法第10条)
- 排水に関する受忍義務等(下水道法第11条)
  - ・自分の土地に他人の排水設備を設置すること、又は自分の設置した排水設備を他人が使用することを受忍する義務
- 水洗便所への改造義務等(下水道法第11条の3) 等

### 【予定処理区域を変更する場合】

事業計画の策定・変更時に、あらかじめ予定処理区域又は工事の着手・完成の予定年月日を公示し、利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。(下水道法施行令第3条)

※第五条の二の軽微な変更を除く。

# 公共下水道の事業計画変更時の協議事項

事業計画に定めるべき事項のうち、特に重要なものを国土交通大臣等への変更時の協議事項として対象化 ※計画策定時には計画全体を協議

## 事業計画に定めるべき事項(下水道法第5条)

- 排水施設の配置、構造、能力、点検の方法・頻度

主要な吐口の配置

主要な管渠の配置、構造、能力、点検の方法・頻度

- 終末処理場の配置、能力、構造

処理施設、ポンプ施設の配置、能力

- 流域下水道と接続する位置

- 予定処理区域

- 工事の着手及び完成の予定年月日

...

変更にあたり協議が必要な事項  
(下水道法施行令第5条の2)

「特に重要なもの」とは... {

- ・放流先に対する影響等が想定されるもの
- ・私人に課せられる義務等に関係するもの

# 公共下水道の事業計画の協議

## 市町村(下水道法第4条)

○市町村が公共下水道の事業計画を策定・変更しようとするときは、都道府県知事に協議

## 都道府県(下水道法第4条)

○都道府県が公共下水道の事業計画を策定・変更しようとするときは、国土交通大臣に協議

## 政令指定都市(下水道法第4条、下水道法施行令第4条の2)

○予定処理区域の面積が100ha以下の事業計画等  
→都道府県知事に協議

○予定処理区域の面積が100haを超える事業計画等  
→国土交通大臣に協議

# 国土交通大臣等への協議の必要性

- 予定処理区域は、下水道事業を実施するにあたって特に重要な事項。
- 予定処理区域の変更にあたり、面積が狭小であったとしても、施設能力等に影響を与えないとは一概にはいえない。
- 下水道管理者が「区域拡大に伴う施設能力への影響なし」と考えていたとしても、協議を通じて客観的に確認することが必要。
- 私人に対する義務等は、変更する予定処理区域の面積によらず課せられる。



変更する予定処理区域の面積に関わらず、国土交通大臣等に協議し、当該変更の妥当性を確認することが必要

# 提案に対する国土交通省の一次回答(抄)

○下水道法施行令第5条の2各号に掲げる変更が、下水道事業を実施するにあたって特に重要となる、下水の放流先に水質等の観点で影響を及ぼすものや私人の利益との調整を図る必要があるものの変更であり、関係自治体、私人等への影響が大きいことから、下水道管理者が当該変更を行う場合には、その妥当性を、下水道整備に関する知見を有する国土交通大臣等が客観的見地から確認する必要がある。

○ご提案に係る予定処理区域については、排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応している必要があり、また、予定処理区域内の私人に対しては、排水設備の設置や使用料の負担等、種々の義務又は制限が課されることから、予定処理区域の変更は、その程度に関わらず、私人等への影響が大きい。

○そのため、下水道管理者が予定処理区域の変更を行うにあたっては、変更する予定処理区域の面積等に関わらず、国土交通大臣又は都道府県知事への協議に係らしめ、国土交通大臣等が当該変更の妥当性を確認する必要がある。